

防府市市民栄光賞の表彰に関する要綱

平成15年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市の名声を全国的に高め、市民に明るい希望を与えることに顕著な業績があったものに対して、その榮譽をたたえることを目的とし、防府市表彰規則（昭和32年規則第29号）第2条第6号の規定に基づき防府市が行う表彰（以下「表彰」という。）の選考基準その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、表彰の対象となる事績を職業としている者は除く。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に勤務又は通学する者
- (3) 本市に所在する団体
- (4) 本市に住所を有しない者で本市に所在する小学校、中学校又は高等学校を卒業した者（次条第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する場合に限る。）
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する場合に、この要綱により市長がその功績を表彰するものとする。ただし、市外の団体に所属する者であつて、本条第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する場合は、団体の功績であっても個人表彰とする。

- (1) オリンピック、パラリンピックに出場した者
- (2) 国際大会(アジア大会、各競技の国際連盟等の主催する選手権大会)に出場し、第3位以内に入賞したもの
- (3) 全国大会(国民体育大会、(公財)日本スポーツ協会加盟団体の主催する選手権大会、各全国学校体育団体、全国連盟等の主催、共催する選手権大会選抜大会)に出場し第1位のもの及び小学生、中学生で第2位、第3位に入賞したもの並びに高校生で第2位に入賞したもの。ただし、出場資

格の範囲が一部の特定の個人又は団体である大会は除く。

(4) 各競技において、世界新記録、日本新記録を樹立したもの。(タイ記録、最高記録を含む)

(5) 教育、芸術文化、産業、衛生等の分野で国際的なコンテスト、コンクール、発表会において第3位以内の成績を収めたもの。ただし、出場資格の範囲が、一部の特定の個人又は団体である大会は除く。

(6) 教育、芸術文化、産業、衛生等の分野で全国規模のコンテスト、コンクール、発表会において最優秀(第1位)の成績を収めたもの及び小学生、中学生で第2位、第3位に入賞したもの並びに高校生で第2位に入賞したもの。ただし、出場資格の範囲が、一部の特定の個人又は団体である大会は除く。

(7) その他市長が特に業績が顕著であると認めたもの
(選考方法及び決定)

第4条 各部局長は、所管する分野において、前条の表彰基準に該当すると認める対象者があるときは、第1号様式により市長に推薦するものとする。

2 市長は、前項の推薦に基づき表彰の決定を行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として、これに値する業績があった年度内に実施するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰の方法は、市長が表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

2 表彰を行ったときは、その氏名及び功績を市広報に登載して一般に公告する。

(遺族に対する贈呈)

第7条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、その遺族に対し、前条の規定による贈呈を行うことができるものとする。

(表彰の取り消し)

第8条 表彰を受けた者に不都合な行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

市民栄光賞候補推薦書

(ふりがな) 氏 名 又 は 団 体 の 名 称 及 び 代 表 者 名	
現 住 所 又 は 所 在 地	〒
連 絡 先	相手方 電話番号
生 年 月 日	年 月 日生
事 績	大会等名称 主催者 実施日 種目・成績

※事績の裏づけ資料を添付してください。

防府市市民栄光賞の表彰に関する要綱に基づき推薦します。

年 月 日

部（局）長